秘密保持契約書

株式会社〇〇〇〇（以下、「甲」という。）と株式会社△△△△（以下、「乙」という。）は、相互に開示する秘密情報の取り扱いについて、以下のとおり秘密保持契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第１条（目的）

本契約は、甲乙間における一切の取引（以下、「本件取引」という。）について、甲及び乙が相手方に開示する秘密情報を保持することを目的とする。

第２条（定義）

１　本契約において「秘密情報」とは、次の各号の情報を指す。

（１）甲及び乙の顧客情報（顧客の住所、氏名、連絡先等一切の情報）

（２）個人情報保護法第２条第１項に定める「個人情報」

（３）その他、相手方から開示される技術上又は営業上の情報のうち、秘密である旨が明示された情報

２　前項の定めにかかわらず、次の各号の情報は、秘密情報の対象外とする。

（１）開示を受けたときに既に保有していた情報

（２）正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報

（３）開示を受けたときに既に公知・公用であった情報

（４）開示を受けた後、自己に責任のない事由によって公知・公用となった情報

（５）開示を受けた秘密情報を利用することなく独自に取得又は創作した情報

（６）相手方から秘密保持義務を負わない旨の書面（電子メールその他の電磁的方法を含む。以下同じ）による事前の承諾を得た情報

３　本契約において「開示者」とは、相手方に秘密情報を開示した当事者を指す。

４　本契約において「受領者」とは、相手方から秘密情報の開示を受けた当事者を指す。

第３条（秘密情報の管理）

１　受領者は、秘密情報を厳に秘密として保持し、善良なる管理者の注意をもって管理・保管しなければならない。

２　受領者は、秘密情報の開示を受ける必要がある自己の役員、従業者（正社員のほか、派遣社員、出向社員、契約社員等を含む。以下、「従業員等」という。）に対し、秘密情報を開示することができる。この場合、受領者は、開示の範囲を本件取引の目的のために必要最小限に限定するとともに、秘密情報開示を受ける従業員等に対し、本契約に定める受領者の義務と同等の義務を負わせるものとし、本契約に定める事項の周知・説明を含む監督・教育、その他秘密情報の漏えい・紛失等を防止するための必要な措置を講じなければならない。

第４条（秘密保持義務の内容）

１　受領者は、開示者の書面による事前の承諾を得た場合を除き、本件取引の目的の範囲外で秘密情報を使用してはならない。

２　受領者は、開示者の書面による事前の承諾を得た場合に限り、秘密情報を第三者に開示することができる。この場合、受領者は、開示の範囲を本件取引の目的のために必要最小限に限定するとともに、当該第三者に対し、本契約に定める受領者の義務と同等の義務を負わせなければならない。

３　前項の定めにかかわらず、受領者は、次の各号に掲げる場合には、必要最小限の範囲に限り、秘密情報を開示することができる。

（１）法令、官公庁又は裁判所の命令・要請等により秘密情報を開示することが要求される場合

（２）弁護士、税理士、公認会計士その他これに準ずる法律上の守秘義務を負う者に対し、本件取引に関する相談・依頼をするために秘密情報の開示が必要となる場合

４　受領者は、開示者の書面による事前の承諾を得た場合を除き、秘密情報の全部又は一部を複写又は複製してはならない。受領者は、複写物及び複製物についても、本契約に定める受領者の義務を負う。

５　受領者は、本契約が終了した場合、又は開示者から要求があった場合には、全ての秘密情報（複写物及び複製物を含む）を遅滞なく開示者に返却し、又は開示者から指示があった場合には、自らの責任において廃棄・消去しなければならない。

６　前項の場合において、開示者から要求があった場合は、受領者は返却又は廃棄・消去に係る証明書を開示者に提出しなければならない。

第５条（知的財産権等）

甲及び乙は、本契約のもとに行う秘密情報の開示が、開示者が秘密情報について有する特許権、実用新案権、著作権、ノウハウその他の知的財産権の譲渡又は実施権・利用権の許諾・同意を伴うものではないことを確認する。

第６条（取扱状況の報告・調査）

　１　開示者は、必要に応じ、受領者に対し、受領者の本契約に基づく秘密情報の管理・保管状況、従業員等に対する監督・教育等の状況、及び秘密情報を開示した第三者における秘密情報の取扱状況等について、報告を求めることができる。

２　開示者は、受領者の本契約に基づく秘密情報の取扱状況に疑義が生じたときは、その取扱状況を確認するため、受領者に対し、秘密情報の取扱状況を立入り等により調査する権限を有する。受領者は、開示者が秘密情報の取扱状況の調査を実施する場合には、その調査に協力しなければならない。

３　開示者は、前項の調査の結果、受領者における本契約の遵守状況が不十分であると判断した場合には、受領者に対し、その改善を要求することができる。

第７条（事故発生時の義務・責任）

１　受領者は、受領者自身あるいはその従業員等又は秘密情報を開示した第三者が、秘密情報を本件取引の目的外で利用し、もしくは第三者に開示、漏えいしたことが判明した場合、又は不正アクセス、秘密情報の紛失、改ざん、漏えい等の事故が発生した場合には、速やかに開示者に報告し、開示者の指示に従って適切な措置を講じなければならない。

２　受領者は、その従業員等又は秘密情報を開示した第三者が前項に該当する漏えい等を発生させ、又は本契約の条項のいずれかに違反した場合には、開示者に対し、直接責任を負う。

３　受領者は、第１項の場合において第三者から苦情、異議、請求等を受けたときは、速やかに開示者に報告するとともに、自己の費用と責任においてこれを解決するものとする。開示者がこれらに対応した場合には、受領者は、開示者に対し、その費用を賠償しなければならない。

第８条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約の条項のいずれかに違反し、相手方に損害を与えた場合には、相手方に発生した損害を賠償しなければならない。

第９条（差止め）

甲及び乙は、相手方が本契約の条項のいずれかに違反し、又は違反するおそれがある場合には、その差止めを請求することができる。

第１０条（契約解除）

甲及び乙は、相手方が本契約の条項のいずれかに違反し、相当な期間を定めて是正の催告をしても期間内に是正しない場合には、本契約及び本件取引を解除することができる。

第１１条（反社会的勢力の排除）

１　甲及び乙は、相手方に対し、次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、確約する。

（１）自ら又は自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ）もしくは自らの経営に実質的に関与している者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という。）であること

（２）反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

（３）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

（４）自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的など、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

（５）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

（６）自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

２　甲及び乙は、相手方に対し、自ら次の各号のいずれかに該当する行為を行わず、かつ第三者を利用して行わせないことを表明し、確約する。

（１）脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

（２）偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は名誉・信用等を毀損する行為

（３）その他、前各号に準ずる行為

３　甲及び乙は、相手方が前二項のいずれかに違反する行為をした場合、又は虚偽の申告をしたことが判明した場合には、何らの催告なく直ちに本契約及び本件取引を解除することができる。この場合、解除された当事者は、相手方に対し、当該解除による損害の賠償を請求することができない。ただし、解除した当事者による相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

第１２条（有効期間）

　１　本契約の有効期間は、本契約の締結日から本件取引の終了日までとする。

２　本契約に基づく権利及び義務は、本契約及び本件取引が終了した後も存続する。

第１３条（専属的合意管轄裁判所）

本契約について発生した一切の紛争については、青森地方裁判所又は青森簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第１４条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈について疑義を生じた場合には、甲及び乙は誠意をもって協議し、円滑に解決を図るものとする。

本契約締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

　　　　年　　月　　日

甲：

乙：